

雇入時の健康診断

労働安全衛生規則第43条では、労働者を雇い入れた際に、健康診断を行うことが義務づけられています。健康診断項目は次のとおりです。

- [1] 既往歴及び業務歴の調査
- [2] 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- [3] 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- [4] 胸部X線検査
- [5] 血圧の測定
- [6] 貧血検査（赤血球数、血色素量）
- [7] 肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）
- [8] 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド）
- [9] 血糖検査
- [10] 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
- [11] 心電図検査（安静時心電図検査）